

お客さま各位

2025年7月
株式会社 清水銀行

しみず法人ダイレクトバンキングサービス利用規定等の変更のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

「しみず外為WEBサービス」のシステム更改に伴い、「しみず外為WEBサービス」の利用にはしみず法人ダイレクトサービスの利用が必須となりました。つきましては、2025年7月1日（火）よりしみず法人ダイレクトサービス利用規定の改定を行います。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1.改定日

2025年7月1日（火）

2.対象規定等

- （１）しみず法人ダイレクトバンキングサービス利用規定
- （２）しみず法人ダイレクトバンキングサービス「当行所定事項について」

3.主な改定内容

- （１）しみず法人ダイレクトバンキングサービス利用規定
 - ・「しみず外為WEBサービス」に関する内容を追加
 - ・振込・振替、パスワードの取り扱い、組戻しに関する取り扱いについて説明を追加
- （２）しみず法人ダイレクトバンキングサービス「当行所定事項について」
 - ・利用規定の内容変更に基づき改定

その他、表現の明確化など、お客さまの権利義務に影響を及ぼさない軽微な変更を行っております。

4.その他

しみず法人ダイレクトバンキングサービス利用規定の主な改定内容につきましては、下記新旧対照表をご確認ください。

なお、「しみず外為WEBサービス」に関する内容の適用開始は2025年9月16日（火）からとなりますので、予めご了承ください。

以 上

新旧対照表 しみず法人ダイレクトバンキングサービス利用規定

旧	新
1. (省略) 2. サービスの種類 「本サービス」で利用できるサービスは、基本サービス、データ伝送サービス、税金・各種料金払込サービス「Pay-easy (ペイジー)」、でんさいネットサービスとします。 基本サービスとは、口座情報の照会および振込・振替取引ができるサービスです。 データ伝送サービスとは、総合振込・給与(賞与)振込・口座振替・地方税納付・入出金明細照会・振込入金明細照会ができるサービスです。 データ伝送サービス、税金・各種料金払込サービス「Pay-easy (ペイジー)」、でんさいネットサービスを利用するには、基本サービスの申し込みが必要となります。 「本サービス」申し込み後、ご利用開始の準備が整い次第、その旨のご案内を「契約者」住所にご送付します。 3～6. (省略) 7. 各口座の届け出 「本サービス申込書」により各口座を届け出て下さい。各口座の登録可能な預金等の種類は当行所定の種類・口座数に限定するものとします。 (1)「代表口座」とは「本サービス」において、「契約者」の指定する普通預金および当座預金をいい、申し込みにあたり「代表口座」の届け出は必ず必要とします。「代表口座」のお届印を「本サービス」におけるお届印とします。 (2)「利用口座」とは、「本サービス」において、振込・振替取引を利用する場合に登録する「契約者」名義の預金口座をいいます。 (3) (省略)。	1. (省略) 2. サービスの種類 「本サービス」で利用できるサービスは、基本サービス、データ伝送サービス、税金・各種料金払込サービス「Pay-easy (ペイジー)」、でんさいネットサービス、<u>しみず外為 WEB サービス (以下、外為WEB サービスといいます)</u>とします。 基本サービスとは、口座情報の照会および振込・振替取引ができるサービスです。 データ伝送サービスとは、総合振込・給与(賞与)振込・口座振替・地方税納付・入出金明細照会・振込入金明細照会ができるサービスです。 データ伝送サービス、税金・各種料金払込サービス「Pay-easy (ペイジー)」、でんさいネットサービス、<u>外為WEB サービス</u>を利用するには、基本サービスの申し込みが必要となります。 「本サービス」申し込み後、ご利用開始の準備が整い次第、その旨のご案内を「契約者」住所にご送付します。 3～6 (省略) 7. 各口座の届け出 「本サービス申込書」により各口座を届け出て下さい。各口座の登録可能な預金等の種類は当行所定の種類・口座数に限定するものとします。 (1)<u>「利用口座」とは、「本サービス」において、基本サービスの利用ができる「契約者」名義の普通預金および当座預金をいいます。</u> (2)<u>「利用口座」のうち月額利用料や各種手数料の引落、データ伝送サービスにおける資金決済口座として「契約者」が指定する普通預金および当座預金を「代表口座」といいます。申し込みにあたり「代表口座」の届出は必ず必要とします。「代表口座」のお届印を「本サービス」におけるお届印とします。</u> (3) (省略)

<u>追加</u> (4)「本サービス」申し込みの際、「本サービス申込書」に押捺した印の印影と該当口座の届出印の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、その為に生じた損害について当行は責任を負いません。 8. (省略) 9. 届出事項の変更等 (1)～(3) (省略) (4)「代表口座」等の変更 ①「契約者」都合で「代表口座」を変更する場合、「本サービス」を解約のうえ、変更後の口座で新たに契約してください。なお、でんさいネットサービスを利用している場合は期日支払や期日入金が行われる電子記録債権等が存在しないことを確認し、「利用者登録情報変更届(兼変更記録請求書)」により「でんさいネットサービス決済口座」の変更を届け出てください。 <u>追加</u> ②～③ (省略) 10. 解約等 (1)～(4) (省略) <u>追加</u>	<u>(4) 外為WEBサービスを申し込む場合は、「本サービス」の「代表口座」と外為WEBサービスの「外為WEBサービス代表口座」は同一口座を届け出てください。</u> <u>※外為WEBサービスについては21. 外為WEBサービスをご参照ください。</u> <u>(5)「本サービス」申し込みの際、「本サービス申込書」に押捺した印の印影と該当口座の届出印の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、その為に生じた損害について当行は責任を負いません。</u> 8. (省略) 9. 届出事項の変更等 (1)～(3) (省略) (4)「代表口座」等の変更 ①「契約者」都合で「代表口座」を変更する場合、「本サービス」を解約のうえ、変更後の「<u>代表口座</u>」で新たに契約してください。なお、でんさいネットサービスを利用している場合は期日支払や期日入金が行われる電子記録債権等が存在しないことを確認し、「利用者登録情報変更届(兼変更記録請求書)」により「でんさいネットサービス決済口座」の変更を届け出てください。<u>外為WEBサービスを利用している場合は、依頼中の外国送金が存在しないことを確認し、「しみず外為WEBサービス申込書」にて「外為WEBサービス」を解約のうえ、変更後の「代表口座」で新たに契約してください。</u> ②～③ (省略) 10. 解約等 (1)～(4) (省略) <u>(5)「本サービス」の解約に併せて、外為WEBサービスを解約する場合は、当該「外為WEBサービス支払指定口座」において依頼中の外国送金</u>
--	---

(5) 上記(1)の規定にかかわらず、「契約者」に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも「契約者」に連絡することなく、「本サービス」を解約することができるものとします。 ① 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。 ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ③ ～⑨ (省略) (6) (省略) 11～12 (省略) 13. 本人確認 (1) (省略) (2) ログインパスワード、確認用パスワードは重要な情報です。「契約者」がログインパスワード、確認用パスワードを指定する場合は、当行所定の文字数を指定してください。また、ログインパスワード、確認用パスワードの指定にあたっては、「契約者」の責任において適切な英数字を指定し厳重に管理するものとし、それらの英数字の指定や管理状態について当行は責任を負いません。 (3) 「契約者」のお取引の安全性を確保するため、初回取引パスワード(ログインパスワード、確認用パスワード)の変更は当行所定の有効期限内に行ってください。当行所定の有効期限内に変更がなされない場合、当行は「契約者」に事前に通知することなくサービスを利用できない状態とします。なお、「契約者」が「本サービス」の利用を開始した後は、パソコンの利用画面からログインパスワード、確認用パスワードを随時変更することができます。	<u>が存在しないことを確認し、「本サービス申込書」による「本サービス」の解約と「しみず外為WEBサービス申込書」による外為WEBサービスの解約を届け出てください。</u> <u>(6) 上記(1)の規定にかかわらず、「契約者」に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも「契約者」に連絡することなく、「本サービス」を解約することができるものとします。</u> <u>① 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始または特別清算開始の申立があったとき。</u> <u>②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>③ ～⑨ (省略)</u> <u>(7) (省略)</u> 11～12 (省略) 13. 本人確認 (1) (省略) (2) ログインパスワード、確認用パスワード<u>(以下、これらを総称して「パスワード」といいます)</u>は重要な情報です。「契約者」が<u>パスワード</u>を指定する場合は、当行所定の文字数を指定してください。また、<u>パスワード</u>の指定にあたっては、「契約者」の責任において適切な英数字を指定し厳重に管理するものとし、それらの英数字の指定や管理状態について当行は責任を負いません。 <u>(3) 「契約者」のお取引の安全性を確保するため、本サービスの利用に必要な電子証明書、パスワードはお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、定期的に変更して、第三者に知られないようにしてください。当行行員であっても、パスワードをお尋ねすることはありません。また、不特定多数の方が利用するパソコン等を通じた「本サービス」の利用はパスワードを盗用されないためにも避けてください。なお、パスワードの変更は、本サービスを利用した当行所定の</u>
--	---

(4) 当行が本規定に従って本人確認をして処理を実施した場合、電子認証、ログインパスワード、確認用パスワードについて不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を「契約者」の意思に基づく有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (5) サービスの利用について届け出られたログインパスワード、確認用パスワードと異なる入力が続いて行われ、当行の所定の回数に達した場合、そのログインパスワード、確認用パスワードは無効となります。すでに依頼済みで当行が処理をしていない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとします。 (6) 電子認証、ログインパスワード、確認用パスワードについては「契約者」の責任において厳重に管理し、パソコンの盗難・遺失に遭わないよう十分注意してください。電子認証、ログインパスワード、確認用パスワードは「本サービス」をご利用いただくためのものであり、当行行員であっても「契約者」にお尋ねすることはありません。 14. パスワード等に関する失念・盗難等 (1) 「契約者」がサービス再開を希望する場合またはパスワード等を失念した場合は、「本サービス申込書」により初回取引パスワード再発行または電子認証再発行の手続きを行ってください。 (2) 電子認証をインストールしたパソコンを破棄・譲渡する場合は、「契約者」は事前に「本サービス」の契約の解約または電子認証再発行の手続きを行ってください。 <u>追加</u>	<u>方法で随時行うことができます。</u> (4) <u>当行所定の方法により「本人確認」をしたうえで行った各種手続は、「契約者」本人によるものであるとみなします。当該申込みが「契約者」本人によるものでなかった場合でも、それによって生じた損害について当行は責任を負いません。</u> (5) <u>「本サービス」の利用について届け出いただいているパスワードと異なる入力が続いて行われ、当行の所定の回数に達した場合、そのパスワードは無効となります。すでに依頼済みで当行が処理をしていない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとします。</u> <u>削除</u> 14. パスワード等に関する失念・盗難等 (1) <u>上記 13. (5) によりパスワードが無効となった「契約者」がサービス再開を希望する場合またはパスワードを失念した場合は、「本サービス申込書」により初回取引パスワード再発行または電子証明書再発行の手続きを行ってください。</u> (2) <u>電子証明書をインストールしたパソコンを破棄・譲渡する場合は、「契約者」は事前に「本サービス」の契約の解約または電子証明書失効の手続きを行ってください。</u> (3) <u>お客さまのパスワードを、失念あるいは第三者に知られた場合、またはその可能性がある場合やパソコンの盗難、遺失などにより、パスワードを第三者に知られるおそれがある場合は、直ちに「本サービス」の「緊急利用停止」の手続きを当行所定の方法で行ってください。当行はこの届出等により「本サービス」の利用を停止し、す</u>
---	--

15～16（省略） 17．振込・振替取引 （1）当行が「契約者」の依頼に基づき、「代表口座」または「利用口座」から「契約者」の指定した金額を預金通帳・払戻請求書、または当座小切手の提出なしで自動引落とし、次により取り扱います。 ①振込・振替先口座が、「代表口座」または「利用口座」に登録された預金口座への資金移動を「振替」といたします。 ②上記以外を「振込」といたします。 ③（省略） （2）「契約者」はパソコンにより振込・振替の処理指定日を指定してください。この場合、「契約者」は依頼を行う日以降（依頼日当日を含みます。）で当行所定の銀行営業日を指定する取り扱いが受けられるものとします。なお、当行は「契	<u>に依頼済みで当行が処理をしていない振込・振替等の依頼は「契約者」の意思により撤回されたものとみなし取引を取消する場合があります。</u> <u>（4）前項の手続きが完了する前に、第三者による不正取引で生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> <u>（5）「本サービス」の利用を再開するには、当行所定の手続きをとってください。</u> 15～16（省略） 17．振込・振替取引 （1）当行が「契約者」の依頼に基づき、「代表口座」または「利用口座」から「契約者」の指定した金額を預金通帳・払戻請求書、または当座小切手の提出なしで自動引落とし、次により取り扱います。 ①「振込」とは、「本サービス」の「代表口座」または「利用口座」から、<u>当行に開設されている他のお客さま名義の口座宛てまたは内国為替運営機構に加盟している他の金融機関の国内本支店の口座への資金移動取引をいい、</u>当行はお客さまの依頼に基づき、お客さまの指定する「代表口座」または「利用口座」からお客さまの指定する金額を出金し、<u>お客さまの指定する預金口座に振込します。</u> ②「振替」とは、「本サービス」の「代表口座」または「利用口座」から<u>お客さまご自身の「利用口座」への資金移動取引をいい、</u>当行は、お客さまの依頼に基づき、お客さまの指定する「代表口座」または「利用口座」からお客さまの指定する金額を出金し、<u>お客さまの指定する「代表口座」または「利用口座」に入金します。</u> ③（省略） （2）「契約者」はパソコンにより振込・振替の処理指定日を指定してください。この場合、「契約者」は<u>依頼日当日（当日扱い）および、依頼日の翌営業日以降の当行所定の銀行営業日（予約扱い）</u>を処理指定日として指定することができま
--	--

約者」に事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。 (3) ～ (4) (省略) (5) 振込指定口座へ入金できない場合 振込手続きにおいて、振込指定口座への入金ができない場合には、振込依頼時の「契約者」の「代表口座」または「利用口座」へ振込資金を返金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。 (6) 依頼内容の訂正・組戻 ①上記(4)により振込・振替の依頼内容が確定した後は依頼内容を訂正することはできません。 ②振込・振替予約の場合には、予約指定日の前営業日の当行所定の取扱時間までに限り、パソコンから依頼を取り消すことができます。 ③確定後の振込依頼については、当行がやむを得ないものとして認めた場合のみ依頼の取消(組戻)を受付ます。この場合は取扱店で、当行所定の手続きにより取り扱います。ただし、振込手数料は返却しません。また、振込先銀行等の事由によっては組戻しができない場合があります。受取人との間で協議してください。この場合の組戻手数料は返却しません。 18 (省略) 19. データ伝送サービス (1) データ伝送サービスとは、契約者がパソコン等を通じて、インターネットを利用し、当行に総合振込、給与(賞与)振込、口座振替、地方税納付、入出金明細照会、振込入金明細照会の各種データを伝送するサービスのことをいいます。	す。なお、当行は「契約者」に事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。 (3) ～ (4) (省略) (5) 振込指定口座へ入金できない場合 振込手続きにおいて、<u>入金不能口座等の事由により振込不能となり、振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、「契約者」に通知することなく当該振込資金を振込依頼時の「代表口座」または「利用口座」に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u> (6) 依頼内容の訂正・組戻 ①振込・振替の依頼内容が確定した後は依頼内容を訂正することはできません。 ②振込・振替予約の場合には、<u>予約指定日の前日の当行所定の取扱時間までに限り、パソコンから当行の指定する方法により依頼を取り消すことができます。ただし、「本サービス」休止中はこの限りではありません。</u> ③確定後の振込依頼について、<u>当行がやむを得ないものとして認めた場合は、取消(組戻)を受付しますが、組戻手数料をいただきます。取消(組戻)は、取扱店にて当行所定の手続きにより取り扱います。返却された資金は出金口座に入金しますが、振込手数料は返却しません。また、振込先銀行等の事由によっては取消(組戻)ができない場合がありますが、取消(組戻)ができなかったときも組戻手数料は返却しません。</u> 18 (省略) 19. データ伝送サービス (1) データ伝送サービスとは、<u>「契約者」がインターネットに接続したパソコンを通じて、当行に総合振込、給与(賞与)振込、口座振替、地方税納付、入出金明細照会、振込入金明細照会の各種データを伝送するサービスのことをいいます。利用にあたっては、当行所定の基本手数料をいただきます。</u>
--	---

①総合振込、給与（賞与）振込、口座振替、地方税納付の取引の手続等 ア．契約者からのご依頼データは、当行所定の取扱時間内に受付し、手続をします。 イ．振込・振替指定日は、契約者のパソコン等から指定してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱が受けられるものとします。 ②入出金明細照会、振込入金明細照会 契約者の操作により、当行所定の取扱時間内にパソコンにて閲覧および取得することができます。 ③各種データのデータ伝送サービスを利用する際は、別途当行との間で締結する各サービスの「契約書」にもとづく取扱いとなります。ただし、同契約書に定めのない事項については、本規定が適用されるものとします。 （２）総合振込 ①（省略） ②振込指定日 振込指定日は、端末の画面上に表示される当行所定の期間より指定することができます。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。 ③（省略） ④振込手続 ア．振込資金は、総合振込データの送信時までにお支払口座へ入金してください。 イ．当行は、前記１５（２）により依頼内容が確定した場合は、振込指定日に預金通帳・払戻請求書、または当座小切手の提出なしに振込資金を自動引落しのうえ、振込先口座宛てに振込手続を行います。 ⑤（省略） ⑥依頼内容の取消・訂正・組戻し ア．前記１５（２）により依頼内容が確定したあとに、訂正または取消はできないものとします。	<u>削除</u> <u>削除</u> ①<u>データ伝送サービスを利用する際は、別途当行との間で締結する各サービスの「契約書」にもとづく取扱いとなります。ただし、同契約書に定めのない事項については、本規定が適用されるものとします。</u> （２）総合振込 ①（省略） ②振込指定日 振込指定日は、<u>パソコン</u>の画面上に表示される<u>期間より指定することができ、当行所定の期間に依頼するものとします。ただし、当行は「契約者」に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。</u> ③（省略） ④振込手続 ア．振込資金は、<u>総合振込指定日の前日までに「代表口座」へ入金してください。</u> イ．依頼内容が確定した場合当行は、振込指定日に預金通帳・払戻請求書、または当座小切手の提出なしに振込資金を自動引落しのうえ、振込先口座宛てに振込手続を行います。 ⑤（省略） ⑥依頼内容の取消・訂正・組戻し ア．<u>前記１５（２）により依頼内容が確定したあとは、原則データの訂正または取消を行うことが</u>
---	---

イ. 当行がやむを得ないと認めて組戻しまたは訂正を承諾する場合には、当該取引の代表口座開設店の窓口において、「組戻依頼書」等に当該取引のお支払口座の届出印にて記名押印して提出してください。この場合本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。 なお、当該取引にかかる振込手数料は返却いたしません。 また、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しまたは訂正ができないことがあります。受取人との間で協議してください。この場合の組戻手数料は返却しません。 ウ. 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、組戻依頼書および出金伝票に届出印により記名押印のうえ、提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。 エ. 組戻しされた振込資金を返却せず、改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻手数料とあわせて当行所定の振込手数料をいただきます。 オ. 入金口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合にも、前記⑥イの組戻手続を行ってください。 なお、相当の期間、契約者の都合により組戻手続が実施されなかった場合には、当行は契約者の承諾のあるなしにかかわらず、当該取引のお支払口座に入金することがあります。この場合、当行所定の組戻手数料をお支払口座から引落します。 (3) 給与（賞与）振込（以下、「給与振込」という。） ①サービス内容 ア～イ（省略） ウ. お支払口座は、代表口座とします。また、受給者が指定できる振込先口座、当行の国内本支店および当行が「給与振込」の提携をしている金融	できません。 イ. <u>確定後の振込依頼について、当行がやむを得ないものとして認めた場合は、取消（組戻）を受付しますが、当行所定の組戻手数料をいただきます。当該取引の「代表口座」開設店の窓口において、「組戻依頼書」等に当該取引の「代表口座」または「利用口座」の届出印にて記名押印して提出してください。この場合本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。また、振込先銀行等の事由によっては取消（組戻）ができない場合がありますが、取消（組戻）ができなかったときも組戻手数料は返却しません。</u> ウ. 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、組戻依頼書および出金伝票に届出印により記名押印のうえ、提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。 エ. 組戻しされた振込資金を返却せず、改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻手数料とあわせて当行所定の振込手数料をいただきます。 オ. <u>振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、お客さまに通知することなく当該振込資金を「代表口座」に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u> (3) 給与（賞与）振込（以下、「給与振込」という。） ①サービス内容 ア～イ（省略） ウ. 受給者が指定できる振込先口座は、当行の国内本支店および内国為替運営機構に加盟している他の金融機関の国内本支店の受給者本人名義
---	--

機関の国内本支店の受給者本人名義の普通預金・当座預金口座とします。 エ. 振込先口座については、事前に「給与振込口座確認書」等により口座確認をしてください。 オ. 振込依頼は当行所定の時限までに行ってください。当行所定の時限を過ぎた場合でも総合振込の時限までは、総合振込データとして取扱を行い、総合振込の振込手数料をいただきます。 カ〜ク（省略） ②振込指定日 振込指定日は、端末の画面上に表示される当行所定の期間より指定することができます。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。 ③（省略） ④振込手続 ア. 振込資金は、給与振込データの送信時までにお支払口座へ入金してください。 イ. 当行は、前記 15（2）により依頼内容が確定した場合は、振込指定日に預金通帳・払戻請求書、または当座小切手の提出なしに振込資金を自動引落しのうえ、振込先口座宛てに振込手続を行います。 ウ. 受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前 10 時とします。 エ. 振込資金がお支払口座から払出すことができる金額（当座貸越により払い戻しのできる金額を含みます。）を越え、所定の時限までに振込資金の払出しができなかった場合は、給与振込データ全てについて後記⑥イの組戻手続を行ってください。 ⑤振込の不能事由など 次のいずれかに該当する場合、当行はその振込依頼がなかったものとして取扱います。 <u>追加</u>	の普通預金・当座預金口座とします。 エ. 振込先口座については、事前に「給与振込口座確認書」等により口座確認をしてください。 オ. 振込依頼は当行所定の時限までに行ってください。<u>当行所定の時限を過ぎた場合は当行所定の給与・賞与データ送信時限後の振込手数料をいただきます。</u> カ〜ク（省略） ②振込指定日 振込指定日は、<u>パソコン</u>の画面上に表示される<u>期間より指定することができ、当行所定の期間に依頼するものとします。</u>ただし、当行は「契約者」に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。 ③（省略） ④振込手続 ア. 振込資金は、<u>給与振込指定日の 2 営業日前までに「代表口座」へ入金してください。</u> イ. 依頼内容が確定した場合当行は、振込指定日に預金通帳・払戻請求書、または当座小切手の提出なしに振込資金を自動引落しのうえ、振込先口座宛てに振込手続を行います。 ウ. 受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前 10 時とします。 <u>削除</u> ⑤振込の不能事由など 次のいずれかに該当する場合、当行はその振込依頼がなかったものとして取扱います。 <u>ア. 振込資金が「代表口座」から払出すことができる金額（当座貸越により払い戻しのできる金額</u>
---	--

ア～イ（省略） ⑥依頼内容の取消・訂正・組戻し ア．前記１５（２）により依頼内容が確定したあとに、訂正または取消はできないものとします。 イ．当行がやむを得ないと認めて組戻しまたは訂正を承諾する場合には、当該取引のお支払口座がある当行本支店の窓口において、「組戻依頼書」等に該当取引のお支払口座の届出印により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。 なお、当該取引にかかる振込手数料は返却いたしません。 また、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しまたは訂正ができません。 ウ～エ（省略） オ．入金口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合にも、前記⑥イの組戻手続きを行ってください。 なお、相当の期間、契約者の都合により組戻手続きが実施されなかった場合には、当行は契約者の承諾のあるなしにかかわらず、当該取引のお支払口座に入金することがあります。この場合、当行所定の組戻手数料をお支払口座から引落します。 （４）～（６）（省略） ２０（省略）	<u>を含みます。）を超え、所定の時限までに振込資金の払出しができなかった場合。</u> <u>ただし、「代表口座」からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出しの総額が「代表口座」より払出すことができる金額を超えるときは、どの払出しを行うかは当行の任意とします。なお、振込資金の引落しが不能となった振込依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても振込は行われません。</u> イ．～ウ（省略） ⑥依頼内容の取消・訂正・組戻し ア．<u>前記１５（２）により依頼内容が確定したあとは、原則データの訂正または取消を行うことができません。</u> イ．<u>確定後の振込依頼について、当行がやむを得ないものとして認めた場合は、取消（組戻）を受付しますが、当行所定の組戻手数料をいただきます。当該取引の「代表口座」開設店の窓口において、「組戻依頼書」等に当該取引の「代表口座」または「利用口座」の届出印にて記名押印して提出してください。この場合本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。また、振込先銀行等の事由によっては取消（組戻）ができない場合がありますが、取消（組戻）ができなかったときも組戻手数料は返却しません。</u> ウ～エ（省略） オ．<u>振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、お客さまに通知することなく当該振込資金を「代表口座」に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。</u> （４）～（６）（省略） ２０（省略）
--	---

提出が必要となります。 (2)「本サービス」追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。 24. サービスの休止 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づく「本サービス」を休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。 25. サービスの廃止 (1)「本サービス」で実施しているサービスについて、当行は「契約者」に事前に通知することなく廃止する場合があります。 (2) サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。 26～30 (省略) 以 上	いては別途、申込書の提出が必要となります。 (2)「本サービス」追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。 <u>「本サービス」の追加に伴い、「本サービス」を一時休止する場合があります。</u> <u>25. サービスの休止</u> 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づく「本サービス」を休止することができます。<u>「本サービス」の休止については、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信またはその他当行所定の方法により通知します。</u> <u>26. サービスの廃止</u> (1)「本サービス」で実施しているサービスについて、当行は「契約者」に事前に通知することなく廃止する場合があります。 (2)「本サービス」の廃止時には、本規定を変更する場合があります。<u>「本サービス」の廃止については、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信またはその他当行所定の方法により通知します。</u> <u>27～31 (省略)</u> 以 上
9-7-01-111(2021.06) 2024 年 5 月 6 日現在	<u>9-0-08-506 (2025.07)</u> <u>2025 年 7 月 1 日現在</u> <u>附則</u> <u>本規定のうち、外為WEBサービスに関する規定(第2条、第9条第4項第1号及び第24条第1項における外為WEBサービスに関する規定並びに第7条第4項、第10条第5項及び第21条)については、令和7年9月16日から適用されます。</u>